

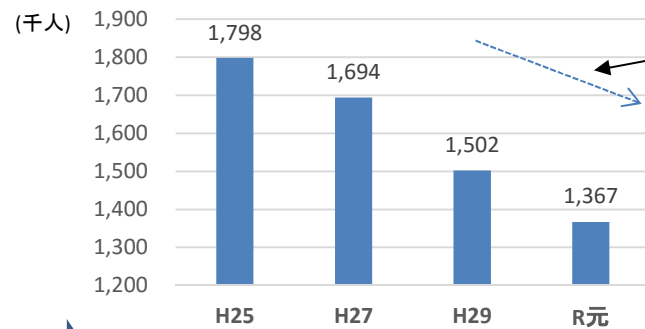
千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（骨子）案」の概要

1 基本事項

- 位置付け：県が策定する統一的な国民健康保険に関する方針、市町村は本方針を踏まえた事務の実施に努める（努力義務）
- 根拠規定：国民健康保険法第82条の2第1項
- 対象期間：平成30年度～令和5年度の6年間（中間年である令和2年度に見直しを行う）
- 基本理念：「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」

2 市町村国民健康保険の課題

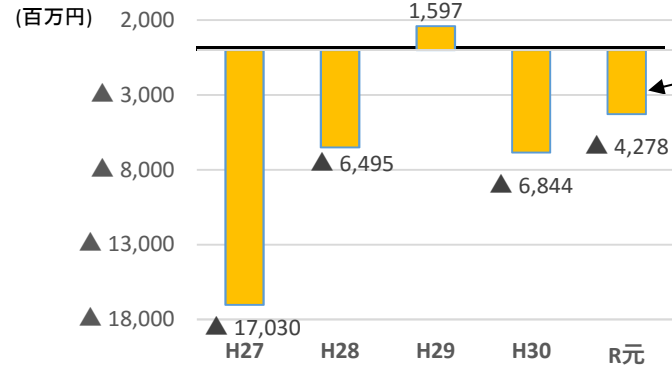
○ 被保険者数の減少



H25～R元（6年間）
国保加入者
4分の3に減少

財政リスクの増加への対応が必要

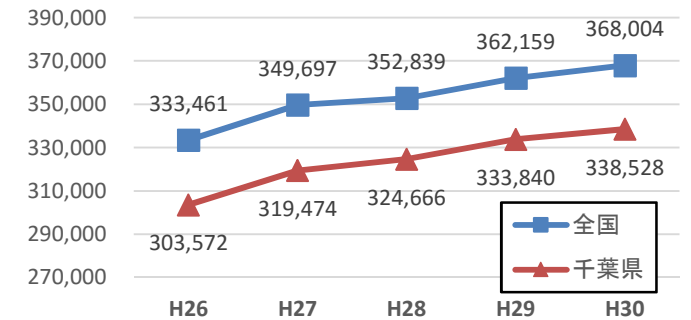
○ 市町村特別会計（実質収支）の赤字



令和元年度
19保険者が
単年度収支赤字

計画的な財政収支の改善が必要

○ 被保険者1人当たり医療費の伸び



医療費適正化の取組等により
伸び幅の抑制が必要

3 中間見直しにおける主な変更点（ポイント）

（1）広域化後の国保の現状を適切に反映

- 広域化前の推計値を上回る被保険者数の減少傾向
 - ・社会保険の適用拡大
 - ・高齢世代の就労促進
- 決算補填等を目的とした法定外繰入等の縮小傾向
 - ・公費拡大による収支改善
 - ・計画的な削減計画の実施
- 各種指標数値の時点修正
- コロナ禍が医療費等に与える影響を丁寧に注視

（2）将来的な保険料水準の統一に向け、市町村との議論を深化

- 「保険料水準のあり方を引き続き検討」から一歩進めて、将来的な保険料水準の統一について、市町村等との本格的な議論を今後深めていくことを明確化
- 議論に際しては、コロナ禍が医療費等に与える影響を丁寧に注視

（3）各主体における取組内容を推進

- 収納対策を中心とした市町村の取組を反映
 - ・インターネットを活用した公金収納支援
 - ・外国人に対する収納対策
 ほか
- 広域化後に県で開始した各種取組を反映
 - ・広域的な給付点検の開始
 - ・不正利得回収に係る指導等
 - ・糖尿病性腎症重症化予防のための連携体制の構築
 ほか

4 個別の取組・方針

基本的な骨格は維持

（1）国保の医療費及び財政の見通し

- 令和7年度までの国保医療費を推計
 - ※最新の人口推計や国の動向を踏まえ、今後再推計
- 将来的な単年度財政収支の均衡を目指す
- 財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

（2）保険料の標準的な算定方法

- ⇒ 国のガイドラインの原則に沿った算定方法（基本的な考え方）
- 所得と被保険者数で納付金を算定
- 標準的な収納率は市町村の実績に基づき設定
- 賦課限度額は政令と同額で設定

（3）保険料の徴収の適正な実施

- 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施
- （4）保険給付の適正な実施
- （5）医療費の適正化の取組
- （6）その他
 - 市町村事務の効率化の推進
 - 保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携